

衆議院法務委員会ニュース

平成 29. 4. 25 第 193 回国会第 13 号

4 月 25 日（火）、第 13 回の委員会が開かれました。

1 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 64 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）元在ウィーン国際機関日本政府代表部特命全権大使

国際大学客員教授	小澤俊朗君
中央大学大学院法務研究科教授	井田良君
漫画家	小林よしのり君
京都大学大学院法学研究科教授	高山佳奈子君
元衆議院議員	
弁護士	早川忠孝君

（質疑者及び主な質疑内容）

門博文君（自民）

- ・国際組織犯罪防止条約の締結の必要性について、小澤参考人、井田参考人、小林参考人、高山参考人及び早川参考人の見解を伺いたい。
- ・国際社会の中で重大な犯罪の合意罪又は参加罪を整備することがスタンダードになっているのか、小澤参考人の見解を伺いたい。
- ・テロ等準備罪が新設されることにより監視社会となってしまうのではないかと懸念があるが、国際組織犯罪防止条約を締結している、例えばOECD加盟国において監視社会が実現しているか、井田参考人の見解を伺いたい。

國重徹君（公明）

- ・国内法整備ができないために世界のミニマムスタンダードである国際組織犯罪防止条約を我が国が締結できないことについて、小澤参考人が参加した同条約の第6回締約国会議において、各国の関係者からどのようなことを言われたか、具体的に教えていただきたい。
- ・テロ等準備罪の新設に対し、実行行為の着手があつて処罰するという刑法の基本原則を大転換するものであるとの批判があるところ、本法案は、主体となる団体を予備罪とは異なり組織犯罪集団に限定しているため、刑法の基本原則の転換という観点からは、その影響は極めて限定的であると考えますが、井田参考人の見解を伺いたい。
- ・本年2月に出された「共謀罪法案の提出に反対する刑事法研究者の声明」に、国際組織犯罪防止条約の立法ガイドのバラ 51 は共謀罪や参加罪を導入せずに有効な措置を講ずることも条約上認めるものであるとの記載がある

が、この声明の呼びかけ人の1人である高山参考人は、現在もこの意見を維持しているか、伺いたい。

山尾志桜里君（民進）

- ・処罰の前倒しをすることにより、捜査の開始時期が早期化し、捜査の人的対象が拡大するという類型的危険が生じると考えるが、井田参考人の見解を伺いたい。
- ・一般の方々がテロ等準備罪の捜査の対象となることはないとの法務大臣の発言について、早川参考人及び高山参考人の見解を伺いたい。
- ・一般市民が捜査の対象となり得ることを踏まえて、今回の法改正が社会に与える委縮効果について、小林参考人の見解を伺いたい。

畑野君枝君（共産）

- ・実行準備行為は、外見だけでは行為の意味が判断できないことから、捜査機関は、その目的をしっかりと調べるという政府答弁があるが、結果として、これは、行為者の内心を調べることになり、憲法に規定する内心の自由に反すると考えるが、高山参考人の見解を伺いたい。
- ・本法案は、発生する結果の重大性の違いがあるにもかかわらず、一律に計画段階で処罰されることになる点について、井田参考人の見解を伺いたい。
- ・国際組織犯罪防止条約に関し、アメリカは留保を付した上で条約を批准しており、我が国においても同様の対応をすることは可能であるならば、日本は今までも条約が締結できるのか、高山参考人の見解を伺いたい。

松 浪 健 太君（維新）

- ・日本が国際組織犯罪防止条約を締結する際に、条約に対し留保をつけることで、国内法の整備をしなくても条約を締結することはできるのか、小澤参考人の見解を伺いたい。
- ・取調べの録音・録画については、昨年の刑事訴訟法改正により、裁判員制度対象事件と検察官独自捜査事件が対象として義務化されることとなったが、テロ等準備罪についても取調べの録音・録画を義務付けたほうがよいと考えるが、早川参考人、井田参考人及び高山参考人の見解を伺いたい。
- ・他国と違い日本では、無令状捜索や行政傍受などの捜査手法が認められていないが、テロの質が変わり、危険性が増している中で、テロを防ぐために今後、捜査手法を強化すべきであると考えているが、小林参考人の見解を伺いたい。